

令和 2 年 第 2 回
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

令和2年第2回
箕面市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和2年5月7日(木) 午前10時15分

1. 場 所 箕面市役所 別館3階 教育委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員
教育長職務代理者 山 元 行 博 君
委 員 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局
副部長兼教育政策室長 藪 本 正 博 君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事 乾 敬一朗 君

1. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指定

日程第 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件

日程第 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件

(午前10時15分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和2年第2回箕面市教育委員会臨時会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、山元委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事進行いたします。それでは、日程第2、報告第33号「新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：ただいま、議題となりました報告第33号「新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件」について、提案理由とその内容をご説明いたします。本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る方針の策定にあたり、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、教育長が臨時に代理しましたのでご報告するものです。4月30日に決定した内容としては、生涯学習施設における対策として、令和2年5月10日までの間、市立図書館の臨時休館を継続する、令和2年5月7日から同月10日までの間、市立生涯学習センター等を臨時休館とする、等としております。なお、これらの決定事項につきましては、いずれも国及び大阪府の動向等に基づき、随時、適切な対応をとっていくこととしております。

○教育長（藤迫稔君）：補足いたしますと、大阪府から、府立学校について、5月10日までの休業の延長する方針が示されたため、この動きにあわせて市内の学校園について休業を延長することを4月24日付けで臨時代理で決定し、先日の定例会でご報告いたしました。しかし、社会教育施設については、府等の対応に関する情報がありませんでしたので、4月30日の教育委員会定例会の終了後、学校園とあわせるかたちで調整し、5月10日まで各施設の休館を延長することについて臨時代理で決定したので報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第33号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第3、議案第36号「新型コロナウイルス感染

症対策に係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：本件は、令和2年5月11日以降の新型コロナウイルス感染症対策に係る方針についてご提案するものです。まず、小学校及び中学校における対策として、令和2年5月11日から同月31日までの間、市立小学校及び中学校を臨時休業とする、臨時休業中の期間において少人数による分散登校を実施する等としております。次に、幼稚園等における対策として、令和2年5月11日から同月31日までの間、市立幼稚園を臨時休業とする、令和2年5月11日から同月31日までの間、市立保育所及び市立小学校の学童保育室を、休所または休室とし、家庭での保育を行うことができない場合に限り受け入れることとしております。次に、生涯学習施設における対策として、令和2年5月11日から同月31日までの間、市立図書館の臨時休館を継続する、令和2年5月11日から同月31日までの間、市立生涯学習センター等を臨時休館とする、等としております。なお、これらにつきましては、いずれも国及び大阪府の動向等に基づき、随時、適切な対応をとっていくこととしております。以上、誠に簡単ですが、議案第36号のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：こちらも補足説明ですが、大阪府からは、任意の登校日としての分散登校については、5月11日からの1週目は、週に1回行い、それ以降は2回程度に回数を増やしていくことが示されています。箕面市での実施の考え方ですが、一教室あたりの状況をどのようにするのか、ということについては、特定警戒都道府県における対応方針として10人以上集まるイベントや集会の参加を避けることとされていること、府の方針として、一教室あたりの人数を10人から15人程度としていること、咳や飛沫は1.5から2メートル程度飛ぶこと、これら、集合できる人数や児童生徒間の距離のことを総合的に勘案すると、箕面市としては、1教室につき児童生徒9名と教員1名とすることを基本とすべきかと思えます。これをどのように実現するかについて、文部科学省からは、学年を単位にした登校日の考え方が示されていますが、学校の施設上、学年毎にまとまって教室が配置されていますので、適当とはいえません。全学年、全クラスを2つのグループにわけて、各クラスのグループをさらに少人数のグループにわけていくことで実施しようとしています。授業時間については、一コマを40分に短縮することなく、45分とするほうが、今後、平常時の授業に戻ったときにスムーズに移行できると考えています。基本的にこの考え方でよいと思いますが、教室に入ると密にならない環境を用意しているものの、児童玄関や廊下で「密」な状況となることを避けるためには、各グループの登下校の時間をずらす等の手立てが必要かと考えています。これについては、もうすこし工夫が必要ですので、おまかせいただきたいと思っております。この分散登校については、あくまでも授業日ではありませんので、保護者の考え方によって登校を控えさせることも可能ですし、また登校ができる体温等の具体的な基準は設けることは行わず、すこしでも体調が良くない場合は、登校を控えるように促すものです。登校しない児童生徒に対しては必要なフォローを電話等で行います。なお、小学一年生は、分散登校の第1週目に、中止となっていた入学のためのオリエンテーションを行いたいと思っております。その際は保護者も含めて、さきほどの人数の基準におさまるよう、さらに少人数の単位で行います。その他の動きとして、将来的なオンライン授業を想定して、オンラインホームルームの試行を北小学校と南小学校ですすめております。実施にあたっての問題点を洗い出すために行うもので、任意に参加していただくものです。うまくいくよう

でしたら、最終的にこれをオンライン授業につなげていきたいと考えています。学校の校庭や図書館の開放については、大阪府は感染予防に注意しながら校庭開放や図書館の開放を行うことを各市町村に促していますが、本などを介する感染を防ぐための方法を考えるにあたって、科学的な情報が不十分ですので、これらの休止を継続するようにしています。なお、幼稚園については、休業期間中に臨時で登園させる必要まではないと考えていますので、臨時の登園は行わず休園を継続することとしています。また、生涯学習施設の利用ですが、大阪府では5月15日までを休止期間とする情報も提供されているようですが、市では5月31日まで休止することとしています。5月15日時点での府の判断も踏まえて、国、府の動きと矛盾が生じないようにしたいと考えています。

○代表教育委員（山元行博君）：安全対策が気になります。教員も児童生徒も、みんな頑張って無理をしてでも学校に行こうとすることも考えられるので、少しでも体調が悪ければ休むようにすることを徹底してほしいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：「健康観察カード」というものを用意して、かならず家で検温等、体調の確認をしてから登校させるようにします。学校に入るときにこのカードで健康状態を確認してから、教室に入らせるようにします。また教室内の席についても、使用する机、椅子を限定し、児童生徒が使うものだけを用意して、その都度、扉なども含めて消毒するようにします。

○委員（高野敦子君）：やはり一人ひとりの心がけが重要と思います。少しでも対策が緩和されたと受け取ると、子ども達はこれまでと同じような行動をとってしまいがちになるので、学校内の目につくところに感染拡大を防止するためにすべきことを表示するのがよいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：また秋になれば流行することも考えられるので、今のうちに子ども達に感染症対策の訓練をするようにしてほしいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第36号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。以上をもちまして、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、報告1件、議案1件は、全て議了いたしました。教育長にお返しいたします。

○教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和2年第2回 箕面市教育委員会臨時会を閉会いたします。

（午前10時43分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）